

福岡県地域公共交通事業継続補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県地域公共交通事業継続補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、原油価格高騰の打撃を受け、経営が厳しいタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、交付対象事業者を通じ、支援金を交付することにより、県民の通勤、通学、買い物、通院など、日常生活の移動手段として必要不可欠な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において用いる「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

（補助対象事業者）

第4条 この補助金の交付対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人福岡県タクシー協会（以下「福岡県タクシー協会」という。）
- (2) 福岡県個人タクシー協会

（補助対象事業、補助対象経費及び補助額）

第5条 補助対象事業、補助対象経費及び補助額は別表1のとおりとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に必要書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第2号による交付決定を補助対象事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更（ただし、軽微な変更を除く）、又は中止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ知事が別に認める場合はこの限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、事業内容の変更において、補助金額の2割未満の減額及び経費配分の2割未満の変更を伴うものをいう。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業遅滞の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、支援金の交付を受けた事業者（以下「支援事業者」という。）に対して、補助対象

事業の実施状況について、必要に応じて報告を求めることとする。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 6 0 日を経過した日又は令和 7 年 1 2 月 1 0 日のいずれか早い日までに、様式第 4 号による実績報告書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、様式第 5 号による額の確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第 1 3 条 知事は、補助事業の執行上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項により補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第 6 号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第 1 4 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (3) 補助事業の実施について虚偽その他不正の行為があったとき
- (4) 補助事業を中止したとき（ただし、第 8 条の規定により承認を受けたものを除く）

2 前項の規定は、第 5 条別表により、福岡県タクシー協会又は福岡県個人タクシー協会が各タクシー事業者に対し交付した支援金についても準用する。

（補助金の経理）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、支援事業者に対して、交付した支援金について、その収入を証する書類を整備して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存するよう命じなければならない。

（証拠書類の検査等）

第 1 6 条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、補助事業に係る証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

2 補助事業者は、必要に応じて支援事業者へ報告を求め、交付した支援金に係る証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示を行うこととする。

（暴力団排除）

第 1 7 条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 6 条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、第 4 条に定める補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- 3 知事は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、補助対象事業者の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）補助対象事業者及び補助金額の計算方法

補助対象事業	原油価格高騰の打撃を受け、経営が厳しいタクシー事業者に対し、事業継続のため、会員事業者からの申請に応じて支援金を交付する事業
補助対象経費	【支援金として交付する経費】 ・各会員事業者からの申請に応じ、交付する支援金※¹ 【支援金交付事務に要する経費】 ・事務処理に係る人件費 ・各会員事業者への補助金振込手数料 ・通信運搬費（郵送料） ・資料作成費（コピー代、用紙代） ※ 1：支援金額の計算方法は、以下のとおりとする。 支援対象事業者がその事業の用に供する車両数※²に 11 千円を乗じた金額 ※ 2：令和 7 年 3 月 31 日時点の一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車数
補助額	事業に必要な額
補助上限額及び算定期間	補助上限額は、1 事業者当たり令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月分において <u>100,000 千円</u> とする。 （令和 6 年度福岡県地域公共交通事業継続支援金・補助金の交付済額を補助上限額の算定に含める。）